



許可番号 03805000662

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番2号
氏 名 株式会社イマナガ
代表取締役 今永 良二

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠



許可の年月日

令和元年 7月18日

許可の有効年月日

令和8年 7月17日

複写厳禁

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え又は保管行為を含みます。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成19年 7月18日

○更新許可（優良基準適合認定）

平成24年 7月18日

(裏面へ続く)

(裏面)

○変更許可

平成31年 4月25日

(燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用
製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムく
ず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず」(工作物の新築、改築又は除去
に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有
ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) 以上15種
類の追加、廃プラスチック類について石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃
棄物の追加)

○更新許可(優良基準適合認定)

令和元年 7月18日

○代表者変更(旧:今永 進二)

令和2年 5月 1日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 · 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無

複写厳禁